平成２５年（フ）第８３３号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番24―703号、前住所堺市北区野遠町110番地10　松南荘108号
債務者　尾山　隆弘
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５９号
大阪府富田林市錦織中１丁目６－２―205、住民票上の住所大阪府富田林市清水町３番８―805号
債務者　川谷　　眞
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８７０号
大阪府松原市一津屋２丁目９番15―208号、前住所大阪府松原市別所４丁目８番１号
債務者　小栗友紀恵
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８９２号
大阪府松原市高見の里６丁目８番６号
債務者　藤野　眞孝
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
長崎県諫早市小ケ倉町894番地、住民票上の住所長崎県諫早市幸町54番20号　サンハイツ１号
債務者　田代　英治
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
静岡市葵区錦町24番地　錦ハイツ403号、旧住所静岡市葵区岳美６番１―301号
債務者　渡邉　綱吉
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４２号
愛知県豊田市寺部町３丁目54番地　プランドールＡ101号室
債務者　鈴木久美子（旧姓原・棚原）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午前10時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２６号
東京都東村山市多摩湖町２丁目27番地７レイクサイド103
債務者　児島　照男
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７３８号
横浜市瀬谷区五貫目町28番地の17
債務者　林　美由紀
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５５号
横浜市港北区綱島台６番27号　第８シバタハウス201
債務者　外山　　篤
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５６号
神奈川県大和市上草柳９丁目８番２号　スカーレットプラザ上草柳Ⅱ―102号
債務者　内田三千雄
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５０号
茨城県日立市河原子町３丁目29番33号
破産者　有限会社魚苑
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０５号
千葉県佐倉市臼井586番地24
破産者　佐藤　清美
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７号
大分県竹田市大字会々2750番地１
破産者　クドウ商事有限会社
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第２００号
茨城県水戸市見川２丁目22番地２小久保レジデンス103号
破産者　株式会社アーヴァン
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３５７号
福岡県遠賀郡芦屋町幸町１番22号
破産者　有限会社インテック九州
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２号
千葉県印西市平賀720番地の３
破産者　有限会社幸成土木
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部